

こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利**についてご理解をお願いします。



参考パンフレット

ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



「生命(いのち)の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。



参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)

URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child

※ サイト下部に当該パンフレットがごさいます。



性被害に関する ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

有限会社健生メディカルコーポレーション
052-878-6621
kensei@kensei.e-doctor.info

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

こども性暴力防止法

検索 🔍

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

【健生児童デイサービス】の取組

◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 従事者への研修

などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

(*)法施行(令和8年12月25日)後順次
性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

◆ 健生の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

不適切な行為の範囲一部抜粋

・着替え:基本同姓・密室で二人きり:カメラのない所で二人きりにならない・撮影:事業所のスマホ以外は使用しない。スマホは児童の前で操作しない。外出時撮影する際はOK・身体接触:異性との接触(おんぶ、だっこ、膝にさせる)は避ける。・送迎:私物スマホを持っていく。基本同姓が迎へに行くようにする。・排泄:基本同姓介助だが男子児童に対しては小学校1年生までは女性介助も可。それ以上は見守り。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

